

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成27年6月16日)

〔常任委員会〕

○ 竹野兼主委員長

皆さん、おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたしたいと思いません。

本日、傍聴に一般市民9名の方が傍聴されております。そして、加藤議員が傍聴に来ていただいております。それと、今、報道機関の方が1名入られたことを報告させていただきます。

まず、本日の委員会を開催するに当たりまして、所管事務調査をどうすればいいのかなということ、皆さんのご意見を賜りたいと思いますが、所管事務調査につきましてはいかがいたしましょう。

○ 樋口博己委員

提案したいテーマがありますけれども。

○ 竹野兼主委員長

この委員会の部分だけなんですけれど。きょうの部分。

○ 樋口博己委員

いや、きょうはないです。

○ 竹野兼主委員長

なしでよろしいですね。

○ 樋口博己委員

休会中で提案したいものがあります。

○ 竹野兼主委員長

本日の委員会の中での所管事務調査はよろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、本日の所管事務調査につきましてはなしということで進めさせていただきたいと思います。

請願第1号 安全保障体制の見直しや関連法制定に、慎重かつ十分な審議を求める意見書の提出について

○ 竹野兼主委員長

それでは、まず、総務常任委員会の請願第1号安全保障体制の見直しや関連法制定に、慎重かつ十分な審議を求める意見書の提出についての審査を行いたいと思います。

それでは、請願文書を事務局に朗読させますので、よろしくお願いします。

○ 濱瀬議会事務局主事

それでは、朗読させていただきます。

請願趣旨。

安全保障体制の見直しや関連法制定に、慎重かつ十分な審議を求めます。

政府は昨年7月に集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、平時から有事まであらゆる事態に対応するため自衛隊の任務拡大を打ち出しました。今国会では武力攻撃事態法改正、自衛隊法改正、恒久法国際平和支援法の新設、周辺事態法改正など、新たな安全保障法制整備を行おうとしています。

これらは戦後70年の方針を転換し、国のあり方を大きく変えるものです。

国の将来や、国民の命と暮らしに影響する重大な決定には、国民的な合意が必要です。国が進めようとしている一括法という形で、果たして十分な審議が可能なのか危惧されま。拙速な法改正や政策決定は、未来に禍根を残しかねません。

NHKが5月に実施した世論調査では、安全保障法制の整備の内容をどの程度理解しているかの質問に、よく理解しているが6%、ある程度理解しているが39%、あまり理解していないが40%、全く理解していないが9%でした。

安全保障法制の関連法案が閣議決定された5月14日、東京・新橋での取材では、難しく

てよくわからない、国会の審議では急がずに国民の声にも耳を傾けて結論をだしてほしい、国民を巻き込んだ議論を進めてほしい、政府はもう少し明確に説明してほしいといった声が聞かれました。

共同通信社が5月30、31日に実施した全国電話世論調査によると、安全保障関連法案への安倍晋三政権の姿勢に関し、十分に説明しているとは思わないとの回答が81.4%に上りました。同法案成立後、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクに関し、高くなると回答した人は68.0%です。

さらに6月4日、衆議院憲法審査会に参考人として呼ばれた3人の憲法学者は、与党が招致した参考人も含めて全員が、集団的自衛権行使容認を可能とする安全保障法案について、憲法に違反していると述べたことは重要です。

安全保障体制や関連法の見直しについて、国民の疑問や不安に応え誠実に丁寧な説明をするとともに、広く国民の意見を聞くこと、時間をかけて慎重かつ十分な審議を尽くすよう国に求めます。

請願事項。

1、政府が進めている安全保障体制の見直しや安全保障法制の制定について、今国会での採決を見送り慎重かつ十分な審議を尽くすよう求める意見書を、国に提出してください。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

請願の趣旨はお聞き及びのとおりです。

ご質疑及びご発言がございましたら、よろしくお願ひいたします。

何かございますでしょうか。

○ 樋口博己委員

請願趣旨の2行目の、政府は昨年7月に集団的自衛権の行使容認を閣議決定しという文句がありますけれども、この昨年7月の閣議決定の集団的自衛権、私は個人的には集団的自衛権ではないと思っておるんですけれども、この集団的自衛権の行使容認の中身というか、考え方、政府見解か何か出ているものがあれば、お願ひしたいと思います。

○ 松村総務部次長兼総務課長

今のご質問につきまして、まず、平成26年7月の閣議決定を配付させていただきたいと思っております。その後にご説明させていただきます。

○ 竹野兼主委員長

それでは、配付をよろしく申し上げます。

○ 松村総務部次長兼総務課長

この閣議決定の、3枚めくっていただいて、最後から2ページ目、一番後ろの紙の表側です。(3) これまで政府はというあたりなんです、この部分にいわゆる集団的自衛権とか自衛権の問題が書かれておりまして、ちょっと長いんですが、該当部分を読ませていただきます。(3)の部分ですね。

これまで政府は、この基本的な論理のもと、武力の行使が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威などにより我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応をとることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識のもとに、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至ったと。

この部分が閣議決定で自衛権について述べられた部分でございます。

説明は以上でございます。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

後半の部分が、この資料でアンダーラインと①、②、③と書いていただいておりますところが、これはいわゆる新3要件のところの規定だと思います。先ほど説明いただいたところの少し前のところで、(3)の上から5行目で、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得るということで、他国という文言がある、ここをもって集団的自衛権というところの考え方になってくるのかなと思うんですけれども、その後の我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得るということが目的だと私は解釈していきまして、その歯どめが新3要件の1、2、3だということだと思っています。

その上で、請願趣旨の6行目の、これらは戦後70年の方針を転換し、国のあり方を大きく変えるものだというところなんですけど、ちょっとさっき発言がありましたが、この点について、政府見解としてはどのようになっていますでしょうか。

○ 松村総務部次長兼総務課長

先ほどご説明いたしました閣議決定の最後の部分で、政府の見解といたしましては、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至ったということで、政府の見解といたしましては、従来の政府見解というふうに述べられているのだというふうに思います。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

よく自衛権に関しては、昭和34年の砂川事件の最高裁の判決によって自衛権があるということを俗に言われておるんですけれども、このときのその後の国会答弁の中でも、このときに集団的自衛権とか個別的自衛権とかに言及したものでないと。あくまでも自衛権を核にした文言だというような国会でのやりとりもある中で、その上で、今回、新3要件によって、確かに、他国に対して発生する武力攻撃であるという前段があっても、目的としては、我が国の存続を脅かすことも現実に起こり得るということが今までグレーゾーンというかすき間だったのを、今回、整備するものなのかなとは思っています。

そういったことも含めて、この請願趣旨に関しては、戦後70年の方針を転換し、国のあり方を大きく変えるものであるというところが、ちょっとやっぱり請願の内容としてはふさわしくないのかな。基本的には自衛権というのは日本にあって、閣議決定の内容からして、基本的には自衛権が優先されるものであると、自衛権を、専守防衛をうたったものであると思っておりますので、ちょっとこの文言がある限りは、この請願に疑問を持つなどということですか。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんでしょうか。

○ 藤田真信委員

ちょっと質問なんですが、安全保障体制の見直しや関連法制定に慎重な審議を尽くすというような趣旨を求める意見書を、ほかの自治体で、議会のほうで採択しているような自治体というのは県内であるのでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

それについては、理事者じゃなくて、事務局、何かわかりますか。

○ 濱瀬議会事務局主事

現状はつかんでおりません。

○ 竹野兼主委員長

これはちょっと私のほうで調べさせてもらった部分があるんですけど、実は、民主党のほうからも、各議会のほうから意見書を出してもらいたいというような状況があって、本市では少し前へ進んではいないんですが、伊勢市議会、そして桑名市議会のほうが、そういう意見書を出そうというような方向に進んでいるというような話は聞いているので、それを参考にさせていただけたらなと思います。

○ 藤田真信委員

新聞では桑名市議会は採択されたというふうに。

○ 竹野兼主委員長

そうやね。桑名市議会と三重県議会やね。

○ 藤田真信委員

三重県議会ですね。

ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

他にございませんでしょうか。

○ 荒木美幸副委員長

意見表明というか、私が感じているものをお話ししたいと思います。

今回、この請願を読ませていただきまして、まず、何が一番大事かといいますと、なぜ今この法案を定める必要があるのかということをしかりと認識することが大事であると思っています。今配っていただいた資料の冒頭にもありますけれども、やはり今回の議論が出てきた背景としましては、我が国を取り巻く安全保障の環境、例えば、弾道ミサイルの発射であったりとか、領域をめぐる国家間のトラブルであったりとか、さらには、サイバーテロや大量破壊……。

○ 竹野兼主委員長

副委員長、ごめん。今のところ、ひょっとすると、それは討論のところに当たるのかなと思うんやけれど。

○ 早川新平委員

意見表明やでええのと違う。

○ 荒木美幸副委員長

いいですか。こう思うという……。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。

○ 荒木美幸副委員長

よろしいですかね。

そういったような背景がありまして、やはりいつ日本の安全に重大な影響を及ぼすかわからないというような状況に変化をしてきているというふうに理解をしていますし、これが背景だというふうに思っています。

そんなような状況の中で、国民を守る体制を万全にするためには、すき間のない、切れ目のない安保法制を整備する必要が出てきた。つまり、備えだけはしっかりやっておきましょうというのが今回の法案の目的だというふうに理解しております。

今、樋口委員からもありましたけれども、まず、大前提として、いわゆる他国を攻撃する国際法上の集団的自衛権と、今回の議論をしている集団的自衛権とは意味合いが違うと感じます。今回の法案の中身をしっかりと読むと、丸ごとの集団的自衛権は今の法律ではできませんし、今後もしできないと理解をしています。その丸ごとにならないようにするために、いわゆる新3要件で歯どめがかかっているというふうに理解しております。

やはりこの内容を読んでいきますと、例えば日本が他国から狙われている。それを例えばアメリカだとするならば、アメリカが守ってくれているとします。そのアメリカが攻撃をされたら、このときに限って攻撃ができるというような話があるんですけども、ただ、条件があると。その条件が新3要件の歯どめだと思っているんですね。一つは、このままだと、確実に日本の国民の生命、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合と、そして、二つ目が、ほかに方法がないよというとき、三つ目に、こてんぱんにやるんじゃないくて、必要最小限度の攻撃ですよというような内容だと思うんですね。これがすごい大きな歯どめだと思いますし、これによって、やはり自国防衛であったり専守防衛が保たれているからこそ、憲法9条の中でとどめるというように私は理解しております。

請願の中身、先ほど樋口委員もおっしゃったことと私も同じなんですけれども、冒頭でお話をした国際状況が変わっている中において、戦後70年の方針を決して日本が大きく変えるものではないし、国のあり方を変えるものではなくて、あくまでも国民の幸せ、自由を守るためにはどうしていったらいいか、どういう備えを今の時代にしていったらいいか

ということの視点に立っての今回の議論だと私は理解をしております。

この法整備をきちんとすることによって、やっぱり抑止力を高めることが目的であると思いますし、抑止力とは戦争に向かっていくということではなくて、戦争を未然、紛争を未然に防ぐことが抑止力であるというふうに認識をしています。

今、国会ではまさに真剣な議論、慎重な議論をしていることは承知をしておりますし、それに対しては、この請願の趣旨にもありますけれども、丁寧でわかりやすい本当に慎重な議論を求めると、これは当たり前のことだと私は思っています。その上で国民にしっかりと理解ができるような説明をすべきであるというふうに思っております。

これが私の持っている意見です。以上です。

○ 竹野兼主委員長

ご意見をお伺いさせていただきました。

他にご意見、ご質疑。

○ 中村久雄委員

この請願趣旨にありますように、戦後70年の方針転換、国のあり方を大きく変えるというところがありますけれども、戦後70年の中で、本当に我が国の環境というのが大きく変わってきた、地球の中でのパワーバランスが変わってきたというところが、今回の安全保障体制の見直しにかかってくると私も思っております。

そういう中で、この請願趣旨にありますような、今国会での採決を見送りと、確かに慎重かつ十分な審議、もっと議論を深めてほしいと、国民が本当にこれからの国のあり方というのを今回考える大きな機会だと思うので、もっともっといろんなところで議論をしてほしいと思いますけれども、この今の世界的な状況が、僕はそんなに時間的な余裕がないと思う。尖閣諸島をめぐる問題等々、本当に日本はこれまでいろんな、海上自衛隊の船が漁船にぶつかられたときも、そういう問題がありましたよね。ちょっと物事を隠すような、黙っているようなところがあったと思いますけれども、はっきりとノーと言える。いろんな事態が本当にこれから、南シナ海の問題もあります。いろんな事態が予測されます。それに不備のないような法整備をするというところは、僕は待ったなしで今国会で議論が行われているところというふうに思っていますので、請願の趣旨の、採決を見送り、慎重かつ十分な審議というのは、私としては採択できないなというふうに感じております。

以上です。

○ 早川新平委員

いろんなご意見があって、安全保障体制とこの請願の趣旨、ここは今、中村委員も指摘をされていましたが、関連法の見直しについて十分な審議、そして、国民に懇切丁寧な説明をするというところの趣旨やというふうに私は受け取っています。だからといって、安全保障体制がこのままでいいのかという問題とはまた別の次元やと思っているので、このことに関しては、私は、自分の意見表明としては採択でいいというふうに思っています。

以上。

○ 竹野兼主委員長

採択してもいいということ。

○ 早川新平委員

私はね。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑、ご発言。

○ 樋口博己委員

中村委員の発言というのは、最後がちょっとわかりにくかったですけど、さっき意見表明されたんですかね。意見表明はされていないという……。

○ 中村久雄委員

意見表明。

○ 樋口博己委員

意見表明ですよ。ちよっともう一回教えてもらえますか。最後のほう、ちよっと。

○ 竹野兼主委員長

要するに……。

○ 樋口博己委員

いやいや、中村委員にお聞きしたいんです。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、中村委員、お答えください。

○ 中村久雄委員

私は、この世界情勢の中、日本国が安全保障に対する法整備、やはり不足ないように進めるという必要があると思っております。というために、この請願趣旨にありますような、慎重かつ十分な審議は、今、国会で行われておるといふところですが、今国会での審議の採決を見送りという部分は、そういう時間的な余裕はないというふうに考えておりますので。

○ 竹野兼主委員長

これに対しては反対ということをはっきりと。

○ 中村久雄委員

そういうことです。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないというお言葉をいただきましたので、それでは、討論に入りたいと思います。

意見表明のところでは反対、賛成という部分のところがあつと思うんですけど、討論、ありましたら、討論をお願いいたしたいと思います。

○ 樋口博己委員

先ほど中村委員のほうからも発言がありましたが、どうもきょうの新聞を見ていると、9月ぐらいまで国会延長するというふうな報道も出ております。ということは、日程も少し出ていましたが、国会でも慎重審議をする姿勢を、そういう形で構えているというところがあるので、私も慎重審議はしっかり求めていく思いはありますけれども、国会が現実にもう動いているということが一つ。

やはり6行目の戦後70年の方針を転換し、国のあり方を大きく変えるというふうにありますが、昨日の内閣法制局長官の答弁もありましたとおり、政府見解としては変えていないということもありましたので、国会のほうでしっかり慎重審議いただくという動きがあるということと、大きな転換はないというふうに捉えておりますので、この請願としては採択すべきではないというふうと考えております。

○ 竹野兼主委員長

他に討論ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これは反対の表明がありましたので、挙手にて採決を行いたいと思います。

請願第1号安全保障体制の見直しや関連法制定に、慎重かつ十分な審議を求める意見書の提出について、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

○ 竹野兼主委員長

賛成少数であります。よって、本件は不採択とすべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第1号 安全保障体制の見直しや関連法制定に、慎重かつ十分な審議を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

総務部、どうもご苦労さまでございました。

次の審議に入っていきますので、理事者の入れかえを行いたいと思います。

準備はよろしいですか。

それでは、これより総務常任委員会に付託されました議案の審議を行いたいと思います。

議案第11号 動産の取得について

○ 竹野兼主委員長

まず、消防長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 山本消防長

おはようございます。消防長の山本でございます。

今回、議案として審議をお願いしておりますのは、議案第11号動産の取得についてでございます。

これは、平成28年5月までに、消防無線、救急無線、これを現状のアナログ波からデジタル波に変える予定で進んでおります。これは全国的に全ての消防機関においてアナログ波からデジタル波へ変えるものでございます。これに伴う動産の取得でございます。

この無線というのは、消防隊、救急隊と消防本部の指令センターのやりとり、あるいは部隊間の活動の中枢を成すものでございます。この無線をアナログからデジタルにすることによりまして、通信の秘匿性が飛躍的に向上する、あるいは多彩な部隊活動を展開することができるようになります。つきましては、詳細につきまして担当の副消防長兼総務課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

皆さんに少し、総務常任委員会、6月定例会議会における議案に対する意見募集に寄せられた部分のところで、動産の取得についてという市民の意見があるということも、皆さん、資料を持っていただいていると思いますが、これもよろしく、一度一読しておいていただきたいと思います。

それでは、議案第11号動産の取得についての説明をお願いします。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

それでは、議案第11号動産の取得に関しましてご説明を申し上げます。

まず、議案書57ページをごらんいただけますでしょうか。

ご説明は、議案書、それから提出議案参考資料、本日お配りしております総務常任委員会資料、この三つの資料でご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

では、お願いします。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

はい。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

それでは、議案書57ページ、議案第11号動産の取得でございます。

提案の理由といたしましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ということでございまして、予定価格2000万円以上の動産の取得ということで議案として提案をさせていただきます。

動産名につきましては消防救急デジタル無線（移動局）、取得金額は6996万2400円でございます。これは消費税も含めた価格でございます。契約方法については指名競争入札、

契約相手方は市内高角町の株式会社メイエレクトリック三重支店でございます。

めくっていただけますでしょうか。58ページでございます。

参考資料として、今回取得する動産の品名、数量、それから、少し概要を資料として記載させていただいております。車載型92式、これは92セットでございます。可搬型が2台、北消防署と南消防署への配備でございます。携帯型が73台、納入期限につきましては、平成28年3月18日とさせていただいております。実際には、携帯無線も含めまして、車載型、可搬型と、無線機自体は平成28年2月下旬に納入をしていただく予定でございます。ただ、車載型につきましては、今取りつけてあるアナログ式のものを取り外すことまで今回の契約に入れさせていただいております。その関係で、取り外し期間も入れまして、納入期限、平成28年3月18日と設定をさせていただいております。

次でございます。59ページに入札結果を記載させていただきました。

先ほど申し上げましたように、指名競争入札でございまして、今回、5社を指名させていただいております。消防救急デジタル無線でございますが、国内にあるメーカーを申し上げますと、日本無線、それから日本電気、これはNECでございます。それと沖電気工業、富士通ゼネラル、日立国際電気、この5メーカーがデジタルの無線機を製作することができるということでございますので、その5メーカーの代理店で、市内の業者を中心といたしまして、一部、名古屋市の業者もございますが、その5社を指名させていただいております。

入札結果はごらんとおりでございまして、株式会社メイエレクトリックが予定価格に対しまして6478万円で落札という結果になりました。落札率は59.06%でございます。

なお、今回、物品の購入でございますので、私ども四日市市契約施行規則には、請負契約につきましては最低制限価格を設けるというルールがございますが、物品の購入につきましては、原則、最低制限価格は設けないという形で、このような落札結果となっております。

少しメーカーのお話をさせていただきますと、朝日電気工業株式会社というところが日本無線、それからNECネットワークスアイ株式会社というところは、もちろんNECでございます。中央電子光学株式会社というところが、いわゆる沖電気工業、ただ、代理店でございますので、ここはNECも扱えるというふうには聞いております。それから、有限会社三重電波は富士通ゼネラル、株式会社メイエレクトリックは日立国際電気でございます。

実は、日立国際電気の携帯無線を入れるということでございますが、全国的な納入実績

でございますが、大きいところでは東京消防庁、それから、政令市では浜松市消防局、静岡市消防局、それと、今年度契約が終わって納入を予定しているのは名古屋市消防局、広島市消防局などがこの日立のデジタル無線を納入する予定でございます。

続きまして、提出議案参考資料をごらんいただけますでしょうか。8ページでございます。

ここには、また総務常任委員会資料でもご説明をさせていただきますが、それぞれの無線機のイメージを思い浮かべていただくということもございまして、写真、それから仕様の用途を記載させていただいております。車載型、送受話器みたいなのがついておりますし、携帯型は隊員とか消防団の分団員がつけるという形でございますし、可搬型の無線機というのは持ち運びが可能な無線機というようなことで写真をつけさせていただきました。

それじゃ、お配りしてある総務常任委員会資料をごらんいただけますでしょうか。総務常任委員会資料でございます。

○ 竹野兼主委員長

きょう机の上に置いてあったやつですね。よろしいですか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

めくっていただいて、1ページでございます。

今回、動産の取得ではございますが、総務常任委員会、本年度初めてということで、少し消防救急デジタル無線の整備の概要についてご説明を申し上げたいと思います。

中段ほどに括弧書きで米印のところに、先ほど消防長のほうからも申し上げましたが、電波関係法令の改正で、現在、アナログの150MHz帯というのを使っておるんですが、260MHz帯のデジタル波に変えるということで、これは電波の有効利用とか、それから秘匿性、いわゆる個人情報保護とかというようなものが大きなメリットでございます。

中段の絵をちょっと見ていただくと、左側に共通波、点線のところに活動波とございます。今回、ちょっとデジタル無線の大きなメリットというか、いわゆる無線を広域的にも使えるということでございまして、まず、共通波は、県内の消防本部をネットワークで結びまして、それぞれが無線交信ができると。どういうことができるようになったかということ、実は、四日市市から熊野市の消防車を呼び出すことができる、そういうふうなことができるようになりました。

今回、活動波でございます。B消防本部、これを四日市の消防本部と見ていただくと、ここから現場の消防署とか消防車、隊員に無線を飛ばすところが活動波でございます。共通波につきましては、県域で既にもう整備をさせていただいて、平成27年度から実際に運用しておりますし、これは三重県市町総合事務組合が整備主体となって整備をしたところでございます。

活動波はそれぞれの消防本部が、これは当然、消防本部で整備をするということなんですが、下を見ていただきますと、実は、私ども、今回、デジタル化に合わせて、新消防指令センターを桑名消防本部から曾井町の中央分署に持ってくるというような事業をやってございます。この新消防指令センターの整備に合わせて、四日市市、桑名市、菰野町の3消防本部で、今、指令センターと、それから、アンテナ、活動波の基地局というものがございます。それを整備しておるという中で、その事業といたしましては、新消防指令センターと基地局の整備、それから、中央分署の3階部分を指令センターに改修するための工事、これは仮眠室をつくったり、指令センターの部屋をつくったりという工事です。これも別の事業としてやらせてもらう。一番下のところでございます。これは個別の消防本部がやるということで、これだけは四日市、桑名、菰野ともそれぞれ個別にやろうという中で、デジタル無線機の車載型、可搬型、携帯型というような形で書かせていただきました。

ちょっと戻って、共通波のところに、各消防本部に半固定（卓上型、可搬型）無線機を設置と書いてございます。先ほどご説明をさせていただいた可搬型、北消防署と南消防署の2台だけを買うという今回契約でございますが、実は中消防署、消防本部につきましては、共通波整備の中でもう既に可搬型を購入させていただいております。先ほどの写真の中の可搬型の写真は、既に今、四日市の消防本部と中消防署にある可搬型の無線機の写真でございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。

ここには整備スケジュールを載せさせていただきました。新消防指令センターと、それから活動波の基地局につきましては、昨年ご契約をさせていただいて、今、整備を進めておるという状況でございます。中央分署の改修工事につきましても、もう既に契約が終わりまして、業者が決まって、今から改修を始めるという段階でございます。活動波の移動局は、ちょっと色を塗ってあります単独整備という中で、できたら平成27年2月下旬に試験運用を開始して、平成28年度の本運用に万全を期したいというような形で今整備を進め

ておる状況でございます。

3番につきましては、先ほどの写真と、どういうものかというところでございますが、車載型のところだけ少しごらんいただきますと、92セットですが、ハンドセット（送受話器）、これは電話の送受話器でございますが、165個とか、スピーカー131個とか、ちょっと92セットと数字が合わないところがございまして、消防車の大きさによっては、送受話器を車の横につけたりとかというような整備が必要になってまいりますので、これは92セットという形で今回契約をさせていただきます。

一番下でございますが、これらの概算でございますが、車載型、可搬型、携帯型無線機、今回の契約額で内訳が幾らか、それから単価が大体幾らぐらいになるのかというのを資料としてつけさせていただきました。先ほども申し上げましたように、車載型は車によって値段が変わるということで、少し幅があるということでございます。

それから、3ページでございます。

救急の今回配備するものの各所属別でございます。車載型につきましては、原則、今ついている車のアナログ波をデジタル波に変える。可搬型につきましては消防署に置く。それから、携帯型につきましては隊長とかが使うということでございます。今回、消防団の皆様にも、各分団に携帯型のデジタル無線機を一つ新たに配備するというようなことで整備をしてみたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 森 康哲委員

まず、入札のところなんですけれども、59ページのやつを見ると、NEC ネットエスアイ株式会社と株式会社メイエレクトでは倍以上、金額が違うんですけれども、もともとの予定価格を算出したときのメーカーは、どのメーカーで出したんですかね。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

実は、予定価格は、平成25年度に実施設計を、これはビーム計画設計株式会社というと

ころで実施設計をしていただきました。それで、平成26年に指令センターの整備をするという中で、予定価格はビーム計画設計株式会社に設計の段階でいろいろ確認をしておるんですけども、沖電気工業とNEC、複数のメーカーを参考に算出したというふうには聞いております。

○ 森 康哲委員

NECも含めてということになると、1億5500万円の見積もりを出したNECも入っておるということで、予定価格自体がそれよりもかなり下回っているので、この辺の考え方をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

当然、NECだけをということではございません。沖電気工業、いわゆる中央電子光学株式会社の価格を見ていただくといいかと思いますが、沖電気工業の価格も参考にしながら積算をしておるというようなことでございます。

○ 森 康哲委員

これは、足して2で割っても、予定価格はもうちょっと上になると思うんですけど、参考にしているのであればね。とてもこれ、参考にしておいたような価格にはなっていないと思うんだけどね。

それと、その予定価格に対しても、落札したパーセンテージは59.06%というのは、これは幾ら下限がないからといって、品質的にどうなのかなというところもあるので、その辺の確認というのはきちっとされているんですかね。仕様書どおりの性能は担保されているというので間違いはないでしょうか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

まず、予定価格の話でございますが、もちろん沖電気工業の金額がメインになっておるといふか、安いところの価格を多分参考にしているというふうに私は思っております。ただ、それでも、予定価格を見ていただくと、かなり今回の落札価格は落ちているということとは事実でございます。

それから、いわゆる性能の問題でございます。私どもも、価格がこの価格で安かったと

というようなことがありましたので、当然、すぐにメイエレクトリックと日立国際電気を呼んで、物を持ってきていただいて、その内容、それから仕様書、全てチェックをさせていただきました。納入実績も含めて、性能には特に私どもの仕様を満足しているということで問題はないとは考えておりますし、これから当然、納入に入っていくわけですので、その中でも厳しく、いわゆる性能面についてはチェックをしていただいて、消防活動に支障がないというようなことを担保する中で整備を進めていきたいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

じゃ、次に行きます。

共通波なんですけれども、自衛隊や警察との連携はできるんですかね。

○ 小谷消防本部総務課長補佐

今回整備する共通波、平成26年度で整備が終わっているんですけれども、この無線に関しては消防波だけですので、自衛隊との交信はできない状況になっております。

○ 森 康哲委員

警察や自衛隊も当然、デジタル化になっていると思うんですけれども、そうすると、周波数が違うんですかね、使用周波数自体が。

○ 小谷消防本部総務課長補佐

自衛隊、警察に関してはアナログ波で、今現在、防災相互波、そういったものは準備してございます。それは、アナログ波がデジタル波に移行するという話とはちょっと別のチャンネルになっておりますので、その無線を継続することによって交信は可能となっております。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

当然、警察もデジタル波になって、周波数は違います。このデジタル波で、許可を受けていない周波数で警察と消防がデジタル波だからといって交信することはできないということでございます。

先ほど小谷課長補佐が言ったのは、じゃ、連携の部分、どうするんだという課題が出てまいりまして、それは防災相互波という、これはちょっとアナログ波の周波数帯の無線の電波がございまして、今、いわゆるその防災相互波を使って、警察、消防、自衛隊が、その無線で連携をとろうというような形で実際には運用しておるとというのが現状でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、警察のパトカーと消防の消防車との交信は直接はできないけれども、防災相互波を使って、アナログ波を使っているの連携はできると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

そのとおりでございます。ただ、防災相互波が全てのパトカーに入っているということはないので、私どもも、実は防災相互波が全部の消防車とか分団車に入っているということとはございません。だから、キーになる車を活用して連携をとるということでございます。

○ 森 康哲委員

わかりました。

あと、無線の免許が必要だと思うんですけども、今まで従来の免許で引き続きデジタルに変わっても使用、交信ができるのかどうか、確認をしたいんですけども。

○ 小谷消防本部総務課長補佐

周波数がアナログからデジタルになりますので、新しく免許を取り直すというイメージになります。その手続は今、NECも含めて、デジタルの基地局も今整備しておりますが、その整備を含めて今順次進めておるところでございます。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

要は、無線機自体は新しく免許を取るんですが、実際に、きょう、消防団員の皆様、免許をお持ちの方もございますけれども、実際には、私も消防職員として免許を持っておるんですけど、そのいわゆる陸上の職員は今の免許で交信が可能です。ただ、無線

機自体は、今、アナログ機器に免許がございますので、その機器を変えるときには、新しい機器は免許を取るということがございますので、今、消防職員、消防団員が新たにこのために免許を取る必要があるかという、それは必要ございません。

○ 森 康哲委員

そうすると、例えば、消防団員で無線従事者が団ごとに何人か設定はされていると思うんですけども、その取り直しは必要ないと。ただし、これから新たに従事者を設定する場合、従事者が抜けて新たに設定する場合は、今の現状のデジタルの講習を受けて免許を取得するという事によろしいでしょうか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

そのとおりでございます。ただ、講習自体が、ちょっと私もここは確認してないんですけども、実は、陸上無線何級というところがございます、デジタルとかアナログとかというようなものが使える免許になっておると思います。ですから、特にデジタルに限定してこれから取る人が新たな免許を取るということではなくて、従前どおり消防無線の陸上無線を使う免許を取ると。ただ、その講習の中には、もちろんデジタルの内容なんかも含まれてくるというふうに私どもとしては認識をしております。

以上です。

○ 森 康哲委員

私も消防団の無線従事者の1人なんですけれども、私が持っているのは陸上特殊3級の免許を持っています。ただし、その免許証にはデジタルかアナログかというのは表示はされていないと思うんです。その免許で間違いなく今後もデジタルに変わっても使用することは可能だという理解でよろしいでしょうか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

お見込みのとおり、そのとおりでございます。

○ 森 康哲委員

最後に、消防団の小隊長、分団長の携帯型の無線配備というのは今後考えていないので

しょうかね。

○ 市川副消防長兼消防救急課長

今の資料の中に、消防団さんの無線の配備につきましては、車両と、それから対象になられる方1台ということで現在考えておりまして、あとは、小電力の無線機を5台配備しております。それを活用していただきながら各隊員との連携をとっていただくというような形になりまして、これ以上のデジタルの無線の配備というのは今のところ考えておりません。

○ 森 康哲委員

そうすると、携帯型無線の73台の中に小隊長分も入っておるという理解でよろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

小隊長というよりは……。

○ 森 康哲委員

消防分団長ね。

○ 市川副消防長兼消防救急課長

そのとおりでございまして、25台ということで、各分団一つの携帯無線機が入っておるとのことでございます。

○ 森 康哲委員

ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 早川新平委員

1 ページの一番上に移行期限平成28年5月31日、デジタル化、2 ページ目のところに試験運用平成28年2月下旬、中央分署に新消防指令センター、それはいつ完成する予定ですか。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

新消防指令センターの整備は、今年度、年度内事業としてさせていただいております。これは平成28年3月には完成でございます。ですから、3月に完成なんですけど、実はそれまでに119番の電話線の切りかえ、それから、当然、新しい指令台のいわゆる習熟を上げなくちゃいけない。新しいものを取り扱うものでございます。

今のところは、先ほど平成28年2月下旬と申しました。2月中旬から下旬には、桑名指令センターから新消防指令センターのほうに119番受付を変えて、実際には試験運用をやりたいというのが、今、2月下旬というふうに資料の2ページのほうに出させてもらったんですけれども、そういうことでございます。法律上は5月末ですけれども、やはり年度内事業として、3月末までには新消防指令センターを整備させていただく。整備ができたからすぐに切りかえだというのでは、ちょっとやっぱり私どもとしても、119番を受けるセンターでございますので、できるだけ早く整備をして、仮運用なり試験運用をさせていただいて、本格運用に用いていきたいと、そういう状況でございます。

○ 早川新平委員

桑名の消防指令センターが中央分署に移行するんだけど、併用するという形なの。それとも、例えば12時をもって、ころっと切りかえる。それまでの試験運用って今ご説明があったんやけど、二つに置いておく必要はないし、それともう一つは、今ある桑名の消防指令センターが中央分署に変わったときには、あれよりもレベルアップはするのかなやつか、それともまるっきり一緒のやつなのかな。そんなところ、この動産の取得にはちょっと関係ないかもわからんけれども、教えてください。

○ 森情報指令課長

切りかえにはいろんなシステムがございまして、時間をかけて、1日をかけて順番に切りかえていきます。その間は桑名の消防指令センターと中央分署の新消防指令センターが2本立てという形になります。

もう一つは……。

○ 竹野兼主委員長

レベルアップするのかしらないのか。

○ 森情報指令課長

済みません。

特徴といたしまして、秘匿性というのは申し上げましたところでございますけれども、やはり入れるのは一番最新の機器でございますし、従前のGPS機能であるとか発信地表示システム、そういったものがスピーディーにできるような機能を備えております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

速やかにやっているんだからできるんだけれども、切りかえのときって一番やっぱり難しい。住民も、そこでトラブルがないようにだけは気を付けておいてください。動産のことには別に反対する気は全くないのでね。よろしくお願いします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 樋口博己委員

デジタル化ということで、セキュリティーがどれぐらい、例えば10倍ぐらいセキュリティーが向上するとか、そのレベルのことと、あともう一つ、議案に対する市民意見からの中で、移動無線を全廃することはできやんかと。それを携帯電話でなぜできやんのかというふうに見解が出ておるんですけど、その辺の説明をお願いします。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

まず、セキュリティーのレベルの問題でございますが、1とか2とか上がるということより、今、実はアナログ波の消防無線というのは、傍受機で市販されているものでどなたでも聞けるという状況でございますが、今回、いわゆるデジタル化、警察無線と同じで

ざいますけれども、これはもう聞けなくなる。市販の傍受機なんかを買っても聞けなくなる。私ども当然、消防団の詰所には、傍受機、受令機というか、聞くだけの機械ですけど、それを入れるんですけれども、それも全て実は管轄消防本部の許可がないと購入ができないという形になってございます。セキュリティーの秘匿性のレベルは、どちらかというところ、今はかなりオープンになっているのが、全くいわゆる不特定多数の人が聞けないという形に変わるというような状況でございます。

それから、携帯電話、実は私ども、実際には今、携帯電話も併用しております。それはやっぱり個人情報保護ってかなり大きな問題になってまいります。ですから、救急搬送では、消防無線と携帯電話を併用して活用しておるのが現状でございます。いわゆる今の陸上型の無線機を全廃して、携帯電話だけでできないかということですけども、実は、ご存じのとおり、私ども、大きな災害も含めて、災害のときに通信を確保することが必要でございますので、いわゆる民間が行っておる携帯無線網とは別にしっかりとした情報のシステムを確保しておきたいというのが消防本部の意向でございますので、私どもとしては、やはり消防専用の情報連絡の無線が必要と、そのように考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、今の答弁では、災害時なんかは民間の使っている電波帯とは違うところで専用で使っているから通信が確実性があるということですね。

あと、携帯電話を併用していると言われましたけど、そうすると、併用しているということは、職員の方は消防本部から支給された携帯電話を活用しているという意味でいいんですよね。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

そのとおりでございます。各救急車には、私ども、公用で買った携帯電話を載せていて、それを使っているというのが現状でございます。

○ 竹野兼主委員長

報道機関が傍聴に入られましたことをご報告させていただきます。

○ 樋口博己委員

今までアナログ波で結構オープンだったと。それがデジタル波になって、セキュリティが、これは完璧という、100%と言っていいのかなのかわかりませんが、これは警察無線でも傍受されますよね。その辺はどうなのでしょうかね。大丈夫なんですかね。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

当然、機械物でございますので、100%完全にシャットアウトできるかというのは、これはやっぱり技術上の課題があるかと思います。今現状では、やはり警察のデジタル無線も含めまして、傍受されないということを大前提に私ども整備を進めていきたいと、そのように考えております。

○ 樋口博己委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんでしょうか。

○ 森 康哲委員

要望なんですけれども、今現在、無線の交信をするタイミングでなくてもいいんですが、カーナビゲーションがついていますよね、消防車に。公設の消防車には無線と連動しておるのか、GPSでやっておるのか、よくわかりませんが、例えば火災現場を落とし込んで、消防車に乗ったときに現場がわかると。水利がこの近く、進入路とか、そういうのが表示できるシステムになっていると思うんですけれども、消防団のは普通の一般の市販車についているカーナビゲーションに消火栓が落とし込んであるだけで、なかなか使いづらいんですね。縮尺を変えてしまうと、例えば200mぐらいにしてみると、もう消火栓だらけになって、道が見えなくなってしまうたり、また、50mぐらいにすると、逆に道がわからない。近過ぎて、どこから進入していったらいいのかというのもわかりづらい、そういう難点がありますので、それも改良していただけるように今後要望していきたいと思うんですが、コメントがあれば。

○ 市川副消防長兼消防救急課長

カーナビゲーションでございますけれども、一昨年でしたか、消防団員の方がつくられたソフトを利用して、消火栓が入ったカーナビゲーションということでさせていただいております。それからまた、もう一つは、消防団の方については、特に地域に精通していらっしゃるというところがおありだと思っておりますので、そのあたりは常備の部分と少し異なった部分での配備というふうなことになると思うんですけれども、機器の開発等々、いろいろ出てくれば、またそのあたりは検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 森 康哲委員

おっしゃるとおり、自分たちの地区内の火災対応に関しては、日々、消火栓口の確認とかしていますので、必要ないと思うんですけれども、他所の、他地区への応援に行く場合に必要になってくるんです。どこの水利をとっていいのかわからない火災対応というのがありますので、一刻を争う火災対応というのはやっぱり消防団の使命でもありますので、より効率的に現場へたどり着けるように、また、かつ安全にできるように改良していただきたいと思ひますので、再度要望させていただきたいと思ひます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ご質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

1点、質疑と要望とお願いしたいんですけれども、携帯型無線装置、各消防団に1台ずつ配備するという、この無線機と、現存ある5台ですか、消防団が扱っているのは。それとの通信はやっぱりできないんですかね。

○ 市川副消防長兼消防救急課長

先ほど中村委員のほうからございました。各消防団には、省電力トランシーバー5台を配備しております。今回整備をいたしますデジタルの無線とはやはり波が違います。やはり隊長様には、デジタルの無線と、それから省電力トランシーバーを二つお持ちいただくというような運用になりますので、その辺、ぜひよろしくお願ひをしたい。省電力トランシーバーにつきましては、飛ぶ距離もやはり限られております。ですから、秘話性という

か、地域限定で使うというような形になりますので、そういった面で二つというような形になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○ 中村久雄委員

わかりました。2台持ったらなかなかわからなくなったりしてしまうんですけども、理解できます。

要望ですけれども、先日うちの塩浜地区で火災がありました。大きな火災だったんですけども、近所の方はなかなか火災があったこともわからない方もいらっしゃるって、昔、消防団を呼んでいたスピーカーのサイレン、あれやったらよくわかるのになという話も聞きながら、なかなかまちなかであれは鳴らせないというのは理解できますので、いいんですけども、デジタル化、新消防司令センターの整備と合わせて、今、火災情報で、どこどこで火災ですというふうな話があるんですけども、塩浜には区画整理されていない大字地番がたくさんあって、だから、そういう自分の近くでの火事なのか、それとも大分離れたところの火事なのかというのがわからない状況が今続いているんですよ。だから、その辺の大字地番がわかるような、今、例えば塩浜地区では通称町名という形やったらわかるんですけども、そういう形のものをシステム上整備して、やはり自分たちのまちで起こったことは、各地域で自主防災隊なんかも活発にやっておりますので、その辺の支援という意味でもぜひ整備してほしいなというところをお願いしておきます。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 森情報指令課長

中村委員の二つ目の要望になりますけれども、地域の方から従前に聞いておりました、新しいシステムではそれを取り入れるという方向で今調整中ということを知っております。

○ 藤田真信委員

各機種の耐用年数というか、これは多分、継続的にずっと運用していただくといいことになると思うんですけども、大体どれぐらい耐用年数があるのかということと、あとは、例えば、それぞれ種類に応じて各署に分配されていますけれども、故障とかとい

ったときに修理ということになるんでしょうけど、そういう対応というのはどうなのか、お聞かせください。

○ 坂倉副消防長兼総務課長

まず、耐用年数でございます。当然、機械物でございますので、いつまでも使えるということはございません。電化製品ですと、例えば5年とかということでございますが、実は、私ども今、アナログの無線機を使わせていただいております、これが大体10年ぐらいは使えるというふうには思っております。やはりどうしても弱ってくるのは電池でございます、電池の部分は、これは消耗品として取りかえをする必要があるのかなとは思っておりますが、デジタル無線については、おおむね9年、10年というところが耐用年数というふうに考えております。

それから、メンテナンスですけど、やはりこれは当然、特定の業者さんと保守契約を結ばせていただいて、今もそうなんですけど、実は1年に1回、定期点検をやっている。加えて、当然、消防職員、消防団員の方も含めて、定期的に無線交信の点検をしていただいております。その中で調子が悪いということがありましたら、消防本部に連絡をいただいて、契約業者がすぐに対応すると、そのように現在もしております。デジタル化につきましても、同じような形で保守はやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしと認めます。

それでは、議案第11号動産の取得について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第11号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

1時間たっておりますので、11時20分まで休憩したいと思います。

消防署、ご苦労さまでございました。

11:10 休憩

11:20 再開

[予算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

時間が参りましたので、休憩を解き、委員会を再開いたします。

議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費につきまして進めていきたいと思いますが、まず、館部長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 館政策推進部長

政策推進部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一般質問に引き続き、本日から委員会ということでご苦労さんでございます。

私ども、今ご紹介いただきましたように、予算議案1本、それから通常の議案1本ということでございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、順次説明をさせていただきます。

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案に対して説明を求めます。

○ 服部政策推進部参事兼秘書課長

政策推進部の一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

歳出第2款総務費、第1項総務管理費、目11国際化推進費の国際交流基金積立金の増額補正でございます。

予算書につきましては14ページから15ページでございますが、説明につきましては、平成27年6月定例月議会6月補正予算参考資料のほうでご説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。よろしいでしょうか。参考資料のほうです。後ほど追加分もありますが、参考資料のほうで説明いたします。よろしいでしょうか。

それでは、1ページ目をごらんください。

四日市市国際交流基金への積立金の補正でございます。先月、市内にございます株式会社伊藤製作所から400万円の寄附がございました。同社代表取締役伊藤澄夫氏から、この基金の活用については国際交流事業に活用してほしいとの意向がございまして、昭和63年に設置をいたしました四日市市国際交流基金への積み立てをするために補正を行いたく、当初予算のままでは基金の積み立てができませんので、今回、国際交流基金への積立金400万円の増額補正をお願いするものでございます。

今後は、この基金を活用いたしまして、市民による国際交流事業のさらなる充実を図る

とともに、経済分野における交流に活用していきたいと思っております。具体的には、市内の中小企業が海外へ進出をする際の有益な語学研修などの人材育成の取り組みを行っていききたいと思っております。

また、参考として、四日市市国際交流基金の年度別推移を掲載しております。

続きまして、もう一つ資料をお願いいたします。6月補正予算参考資料（追加分）という、この資料をお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

よろしいか。

○ 服部政策推進部参事兼秘書課長

よろしいでしょうか。

1 ページ目をごらんください。

これは、5月末の議案聴取会のほうで資料請求をいただきましたものでございます。今回、積立金の増額補正をお願いしております国際交流基金の平成24年度以降の活用事業実績について報告をさせていただくものでございます。

事業については、大きく分けて三つの事業が秘書課のこの基金を使ってございます。表の下の事業概要をごらんください。

一つ目としては、国際化事業補助金、これは市民文化部文化振興課が所管をしております事業でございます。市民の国際感覚の醸成に資するよう、日本人市民と外国人市民の方との相互理解や草の根レベルの国際交流を図るために公益財団法人四日市市文化まちづくり財団の組織であります四日市国際交流センターが行う国際化事業でございます。

例として、市内にお住まいの外国人の方が日本語を学習するときの支援をする事業でございませうとか、あと、市民の方を対象に国際理解講座といたしまして、主に市内在住の外国人の方を講師に、それぞれの国の歴史、文化、生活について話をさせていただき、意見交換を行うなどの講座、それから、市内の方を対象に語学研修、例えば英語であるとか、スペイン語、中国語などを実施して、その講座にかかる経費を補助いたしております。

それから、二つ目といたしまして、次世代環境人材育成事業費、これは環境部環境保全課が所管をしております。国際的な視野に立った環境人材を育成するために、公益財団法人国際環境技術移転センター、通称 I C E T T へ委託をいたしまして、四日市市と姉妹都

市等でございます天津市、ロングビーチ市の高校生を対象にした環境に関する研修交流事業、通称で地球環境塾と申しておりますが、その事業を実施しております。

この事業は、平成20年度から本市、天津市、ロングビーチ市、それぞれの高校生各4名が国際環境技術センターに泊まり込みを行い、環境のことを学習して、互いに交流を深めるという事業でございます。

それから、三つ目といたしまして、姉妹友好都市交流事業がございます。この事業は、アメリカのロングビーチ市、中国の天津市との交流事業を通じまして、市民の国際理解を深めるとともに、同市と友好、親善を図る事業でございますが、平成25年度においては、四日市市とロングビーチ市の姉妹都市提携が50周年に当たるということで、その記念誌の制作にこの基金を活用したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ **竹野兼主委員長**

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑はございますでしょうか。

○ **早川新平委員**

追加分のほうの1ページで、国際化事業補助金が平成24年度から3年間、397万円というのは、これはもう大体ずっと固定なの。今説明していただいた追加分のほうの1ページの国際交流基金の活用実績で、国際化事業補助金というのは、一番左の欄にありますやんか。これは3年間、397万円ですずっと一緒ですね。これはもうずっと固定という形になっておるんですか。

○ **服部政策推進部参事兼秘書課長**

そのことについてお答えをさせていただきます。

過去3年間は397万円でございますが、それ以前につきましても、ほぼ定額ということでございますが、当初、平成22年度以前につきましても、ちょっと済みません、詳しい者に代わります。

○ **宮原秘書課副参事兼課長補佐**

この事業につきましては、平成22年度の予算要求時に初めて基金の取り崩しをさせていただいた部分でございます。それ以前につきましては、基金は取り崩しておりません。でするので、それ以降は定額という形で取り崩しております。

○ 早川新平委員

じゃ、2番目のほうの次世代の環境人材育成事業は、年によって変化していますよね。平成25、26年度は一緒なんだけれども、これは環境人材育成やから、その人材育成する人数によっても変わるんやろうと思うんやけれども、どれぐらい1人当たりでかかっているわけですか。

○ 竹野兼主委員長

これ、わかりますか。これ、申しわけないんですけど、中身としては、委員会所管部分とは違いますよね。あくまで今回の部分につきましては、国際交流基金に対する質疑を受けさせていただいていますので、申しわけございませんが。

○ 早川新平委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 早川新平委員

続けてごめん。

国際交流基金積立金、これは、今回、伊藤製作所さんから400万円の寄附金があって、伊藤製作所さんは定期的に毎年のように寄附いただいてありがたいことなんです、積立金は大体1億円前後で推移していますやんか。市のほうは、財政調整基金は100億円という形の大体目安があるんやけど、この積立金はどれぐらい、もう切り崩せるときはずっと切り崩すのか、そこだけちょっと教えてください。

○ 竹野兼主委員長

積立金の基本的な考え方も含めてお願いします。

○ 服部政策推進部参事兼秘書課長

この積立金につきましては、当初、昭和63年にできましたとき、一応1億円という一つの目安が目標としてございました。平成3年にその目標を達しましたが、当時は運用益がそこそこ7%、8%で何百万円もありましたもので、それで、その運用益によって事業を展開してきたというふうな経緯がございますが、最近、利率がぐっと減ってきておりますもので、当然、取り崩さなければ事業が展開できないというふうなことになっております。当面は取り崩していく。それにあわせて、私どもも必要な部分については一般財源を投入することも考えますし、もっともっとPRをして寄附をいただけるような、そんなようなことをこの積立金としては考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

寄附に頼るといのは非常に不安定で、これは善意でいただいているので、そのところの積み立てって、今回は国際交流基金積立金という項目で聞くならば、先ほど答弁いただいたんやけど、1億円というのが大体の目標ということによろしいんですか。

○ 服部政策推進部参事兼秘書課長

1億円が目標で、それを維持できたらというふうには思っております。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、討論に入ります。

討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

[常任委員会]

○ 竹野兼主委員長

どうもご苦労さまでした。

議案第6号 あらたに生じた土地の確認について

○ 竹野兼主委員長

それでは、次。

○ 荒木政策推進課長

私のほうからは、議案第6号あらたに生じた土地の確認ということでお願いいたします。

資料につきましては、議案書は43ページ、なお、ご説明につきましては、提出議案参考資料というものでご説明申し上げたいと。4ページをお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

提出議案参考資料、これです。

○ 荒木政策推進課長

こちらの部分でございます。こちらの4ページをお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

説明をお願いいたします。

○ 荒木政策推進課長

議案第6号ということで、第7号の部分、町の区域の変更につきましては、これは市民文化部の所管ということになってございますもので、私のほうからは、議案第6号あらたに生じた土地の確認についてでございます。

四日市港管理組合におきましては、大規模地震発生時の緊急物資輸送のために四日市地区第3埠頭15号岸壁、位置につきましては、下の図のあらたに生じた土地という部分でございますが、このところで、緊急物資輸送用岸壁といたしまして港湾計画に位置づけた上で、平成23年度から耐震強化対策工事を行ってございます。この工事でございますが、四日市港管理組合で実施する工事でございます。それに基づきまして、本市は負担割合に応じて負担させていただくという事業でございますが、この工事内容でございますが、既存の岸壁を撤去して新設するという工事ではなく、既存岸壁の前面に耐震性を有する新たな構造物、鋼矢板というものでございますが、これを構築するというものでございまして、それに伴いまして、前面の部分、延びた部分が幅1.872m、長さ230.43m、面積にいたしまして427.69㎡というものを埋め立てたものでございまして、工事といたしましては、平成23年から施工しておりまして、本年2月19日に竣工したものでございます。この結果、埋め立てた土地の確認の議決をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

議案第6号あらたに生じた土地の確認についての説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言を願います。

ご質疑ございますでしょうか。

○ 早川新平委員

ちょっと確認だけお願いします。

公有水面埋立法で埋め立てた土地は四日市港管理組合の管轄やな、埋め立てるのは。それを地番云々のことは四日市市に来るということで、地番のこと、そこだけちょっと確認させてください。

○ 荒木政策推進課長

土地はうちの四日市市に来ますし、その町名を定めるのは市民文化部で議案としてお願いしておると。それが先ほど申し上げた議案第7号でございます。土地の平米の確認だけです。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、埋め立てる以前、埋め立てようとするとき、四日市港管理組合が決定してやるときには、相談というか、あれはあるの。

○ 館政策推進部長

これは港湾事業の中で実施をしていきますので、まず、港湾計画のほうで位置づけをした上で、そこで当然、市も関与いたします。港湾計画の変更のときですね。ここに耐震岸壁をつくるということに対する計画決定を打った後、その後、事業に入ります。事業に入りますと、先ほど課長がご説明させていただきましたように、四日市港管理組合の中での予算で事業を実施するわけでございますが、市は一定割合を負担いたしますので、その負担金の予算審議の中で当時、耐震岸壁を設置するということについては、ここで市のほうの負担金の予算審議で審議いただいた上で実施をしていくということになっております。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

以上。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 森 康哲委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、平米当たり、坪単価とか、そんなのは出ておるの。

○ 館政策推進部長

今回、土地を売り出すための事業ではございませんので、多分、工事費でこの面積は物すごい高い値段になると思います。大半は岸壁の、護岸の工事費になってまいりますので、土地は結果として生まれたということございまして、土地をつくるためじゃなくて、今ある岸壁があって、それが弱いですから、その前に1.8m離れたところに新しいより強固な岸壁をつくって、その間を埋め立てるといような形をしましたので、結果として土地が生じたということございまして、土地の値段が幾らというものではなくて、結果としてそういう土地が生まれたので、今回、その土地を四日市市に編入していかなきゃいけませんので、こういう地方自治法上の作業をしなきゃならんと、そういうことございまして。

ですから、土地の値段というのは、出したら出るかもしれませんが、工事費でその面積を割ると。それはもう物すごい高いものになります。その土地を売り出すための工事ではございませんので、護岸の工事費です。

○ 森 康哲委員

今回は、これは四日市港管理組合が整備して、四日市港管理組合の土地であるということなんですけれども、周りの土地の評価というのは路線価で出すのだと思うんですが、それへの影響というのはいないんでしょうかね。

○ 館政策推進部長

それは全くございません。そういうものでないと思います。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第6号あらたに生じた土地の確認につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第6号 あらたに生じた土地の確認について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

[予算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

政策推進部さん、ご苦労さまでした。

それでは、入れかえを行いたいと思いますので、昼休みにする前にせめて説明ぐらいは

聞けたらと思っておりますので、もうしばらくお待ちください。

議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について審査を行いたいと思いますが、まず、内田財政経営部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 内田財政経営部長

本日は、お忙しい中、ご審議賜りましてありがとうございます。

財政経営部のほうとしましては、今、委員長からご紹介がありましたように、補正予算3号と4号の歳入全般についてご審議いただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、説明を求めます。

○ 田中財政経営課長

それでは、議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）の歳入全般についてご説明申し上げます。

補正予算書では12ページから13ページとなります。

説明に関しましては、平成27年度6月補正予算案の概要、こちらと、それから、これに関連しまして、議案説明会におきまして、森 智広議員から財政調整基金に関する資料請求というのがございました。それにつきまして、6月補正予算参考資料（追加分）、こちらの3ページを使用したいと思います。

○ 竹野兼主委員長

基本的には、この1枚のページが、これがプラスということですね。

○ 荒木美幸副委員長

先ほど政策推進部から説明のあったその次に載っているところです。

○ 竹野兼主委員長

それでは、説明をお願いいたします。

○ 田中財政経営課長

それでは、平成27年度6月補正予算案の概要のところでご説明申し上げます。

歳出で5本の事業を計上しております。こちらの補正の主な内訳ということで記述してございますが、一つが経営体育成支援事業費、それから国際交流基金積立金、それから文化振興基金積立金、それからコミュニティ助成事業費補助金ということでございまして、これらの4事業につきましては、県支出金、寄附金、諸収入などの事業に関連する特定財源を計上してございます。それから、緊急経済対策のフォローアップということで住宅リフォーム補助事業を計上しておりますが、こちらにつきましては市の単独事業ということでございますので、財政調整基金からの繰り入れを計上しまして、収支の均衡を図っておるところでございます。

補正予算額の総額といたしましては、下のほうに書いてございますが、一般会計で5558万2000円の補正でございます。補正後の額につきましては1187億391万2000円となります。

それでは、めくっていただいて、裏のほうの2ページで詳細についてご説明申し上げます。

それでは、まず、上のほうの歳入の欄をごらんください。

款15の県支出金でございます。補正額が1838万2000円でございますが、こちらは経営体育成支援事業という国の制度がございまして、そちらに関連する県の支出金でございます。内容につきましては、農林水産省が実施しているものでございますけれども、市内の市街化調整区域、農地27地区でございますが、こちらを中心となって運営していく個人、または農業法人等、256の経営体が今存在しますが、そちらの施設や機械整備に必要な経費の10分の3を補助するというようなことでございまして、市の支出額の10分の10がそれを補助するというものでございます。当初予算では828万円を計上しておったところでございますけれども、当初よりも多くの事業が補助採択されて、追加で内示されました1838万2000円を計上しているというものでございます。今回、国の補助金でございますが、県を経由

して市に補助されるということでございまして、県支出金として取り扱っておるところで
ございます。

こちら、同額でございますが、歳出の欄、款6農林水産業費でございますが、経営体育
成支援事業費として同額の1838万2000円を計上しておるところでございます。

次に、款17寄附金でございます。補正額600万円ということでございまして、こちらに
つきましては、広永町で主に金型製作を行っております株式会社伊藤製作所様から国際交
流基金への寄附金400万円、それから、その代表者でございます伊藤澄夫様のほうから文
化振興基金へ200万円の寄附がございまして、それら合わせて600万円を寄附金として計上
しておるところでございます。

こちら、その同額でございますが、国際交流基金、さっきも説明がございましたが、国
際交流基金へ400万円の積立金、文化振興基金におきましては200万円の積立金が、それぞ
れ総務費の歳出として生まれておるところでございます。

款18の繰入金を飛ばしまして、款20諸収入を先にご説明申し上げます。こちら、補正額
620万円ということでございますが、こちらにつきましては、地域振興を通じまして宝く
じの普及広報を行っておる一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業という
ものがございまして、今回、3件のコミュニティ活動事業費が採択されたということで
ございまして、その補助金として交付される620万円を計上しておるところでございます。

こちら、総務費のほうの中ほどでございますが、コミュニティ助成事業費補助金とし
まして620万円、同額が歳出としても計上されているというところでございます。

最後に、款18の繰入金でございますが、補正額が2500万円、中身は財政調整基金繰入金
でございます。こちらにつきましてですが、款7の商工費のほうで計上しております住宅
リフォーム補助事業費ということでございますが、さっきちょっと申し上げましたが、市
単独事業ということで、特定の財源がないということでございますので、その財源として
同額の財政調整基金の繰り入れを行いまして、収支の均衡を図っているというところ
でございます。

関連しまして、財政調整基金の繰り入れを行っているということでございまして、資料
の下から2段目のところでございますが、財政調整繰入金の推移を示しております。そ
ちらで平成27年6月補正の補正後の財政調整基金残高については100億3029万4000円と相
なるわけでございます。

先ほどちょっと触れましたが、財政調整基金に関連しまして、議案聴取会におきまして

資料請求がございましたので、こちらをあわせてご説明いたします。6月補正予算参考資料（追加分）というような資料でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、こちらの3ページのほうを開いていただけませんかでしょうか。

質問の趣旨でございますけれども、平成25年度までは10億円前後の積み立てが財政調整基金で行われておりましたが、平成26年度は700万円にとどまっているというようなところでございまして、どのような理由によるものかというようなことでございました。

下のほうに丸でちょっと文章のほうでご説明申し上げておりますけれども、財政調整基金の積み立てということに関しましては、地方財政法の第7条におきまして、地方財政の健全性の確保とか、後年度の財政運営の円滑化を図るといようなことを目的といたしまして、各年度の歳入から歳出を差し引きました決算剰余金の2分の1を下回らない金額を翌々年度までに積み立てなければならないというふうな規定がなされておるところでございます。そうしたことを踏まえまして、もう一つ、行財政改革プラン2014におきましては、本市の標準的な一般財源の目安、これは700億円というようにございまして、その1割に当たる約70億円と、それから、平成20年度から平成21年度にかけてリーマンショックという事態が発生したわけでございますが、その際、法人市民税が1年間で約37億円減少したと、そういったことがございます。それらを踏まえまして、財政調整基金及び減債基金、約3億円程度でございますが、それに合わせて100億円の基金を積み立てるといようなこととしまして取り組んできたわけですが、平成25年度の財政調整基金を見ていただきますと100億円を超えたというようにございまして、

それを踏まえまして、次、地方財政法に定める将来の備えということでございますが、本市では財政調整基金以外に、公共施設整備の年度間調整を図る基金といたしまして都市基盤・公共施設等整備基金というのを設けております。こちらにつきましては、三重国体というように運動施設の整備等の大規模な事業と、その他もろもろ大きな事業を控えております。その備えというようにございまして、平成26年11月補正でこの2分の1相当部分を積み立てるといこと、それから、平成27年2月補正におきましては、市税の増収とかがあったというようにございまして、平成26年度につきまして、都市基盤・公共施設等整備基金に17億円の積み立てを行ったというようにございまして、従来の財政調整基金から都市基盤・公共施設等整備基金のほうで積み立てるといようなことにしたということございまして、その結果といたしまして、財政調整基金のほうは、平成26年度は718万1000円の積み立てにとどまったというようにございまして、

ございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 早川新平委員

これは財政調整基金、どこまで積み立てるのかっていつも議論になるんやけれども、ここで見ると、一番下のところで、三重国体に向けた運動施設の整備等には都市基盤・公共施設等整備基金で、この基金として35億5000万円ぐらいありますやんか。三重国体に向けては、これは取り崩す予定はあるの。それとも一般財源からやっていくのか。そこのちょっと方針だけ教えてください。

○ 田中財政経営課長

三重国体に関しましては、非常に多額の事業費がかかるというようなところでございます。基本的には、例えば年度内の税収等で賄うのが、それが一番というふうには考えておりますが、やはりこれほどの規模の事業となっておりますと、例えば、新総合ごみ処理施設に見られますように、今年度ですと11億円程度の一般財源が要ると、そんな事態になっておりますが、そのようなことがやっぱり想定されるということになってまいりますので、これは中期財政見通しも立てて、それから推進計画、そちらのほうの財源とも見合せながらということになります。やはり一定の額は取り崩していかないと、なかなか厳しいのではないのかなとは思っておりますが、今現在、それを全てというふうには考えておりません。見られるものは見ていく、やっぱりちょっと無理だよということであればそれに充てていくというような中で、今後の計画の中でその辺は考えていきたいというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございませんか。

○ 森 康哲委員

今の早川委員の関連なんですけど、三重国体の運動施設を建設していく積算、今、東京オリンピックでいろいろな施設をつくるのに関しても、かなり建設費が高騰していると。今後も職人さんの不足とか材料費の高騰とかで、今までの積算よりもかなり高額になるのが予測されるんですけれども、そういうの見込んで、この財政調整基金を繰り入れるのか、今言われた一般財源から足りない部分をこれで補うという考え方は、それでいいんでしょうか。

○ 内田財政経営部長

三重国体の事業費については、今後、だんだん精査されてくると思うんですけれども、まずは運動施設に対しては地方債の発行が許されると。中には事業の内容によっては、地方債の発行の対象とならない部分はどうしても出てございますので、その部分の一般財源が、その年度、その年度の税収等で賄えるかどうか、これがまず1点あると思います。

そういったことがありまして、事業進捗に影響がないようにということでございますので、地方債の発行も財政健全化の観点からすればできるだけ抑制はしたいという我々の思いはあるんですけど、実際に地方債の発行の対象とならない部分については、一般財源、あるいはこちらの基金、財源を使って、事業進捗に影響がないようにはしていきたいと考えてございます。

○ 森 康哲委員

基本的に足りない部分を補うのにこういう基金は使えるものなんですか。例えば、国の補助金事業に対して、8割しか財源がなくて、2割足らないと。この2割に対して、市の積み立ての部分投入することはできるのかできやんのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○ 内田財政経営部長

都市基盤・公共施設等整備基金につきましては、特定目的を持った基金ではないということで、わかりやすく申し上げますと、財政調整基金のハード版というふうにちょっとご理解いただきたいんですけど、当然、年度間の財源の不足、あるいは余る、今年度間の調整を余ったときには積み立てして、不足するときにはその財源として使うという基金で

ございますので、今おっしゃられたように、国体のスポーツ施設を整備していくに当たって、著しく財源が不足するような状況になりましたら、財政調整基金でもよろしいし、この都市基盤・公共施設等整備基金でも充当は可能と考えてございます。

○ 森 康哲委員

そういう意味じゃなくて、それは全体の話だと思うんですけども、例えば体育館を建てると。体育館を建設するに当たって、当初、入札をしてみたら、その予定金額では落ちなかったと。そういう場合に、津市のサオリーナみたいに何回も入札をまたやり直して、足りない部分をここからいきなり財政調整基金から出して上積みできるものなのか、その辺の仕組みをちょっとお聞きしているんですけど。

○ 田中財政経営課長

先ほどのお尋ねでございましてけれども、やはり増額になった場合は当然一般財源が不足してくるような事態になってまいりますので、こちらの都市基盤・公共施設等整備基金を充てることは可能でございます。

○ 森 康哲委員

国体なんかはお尻が決まっている事業なので、やはり間に合うように施設をつくらなければならない、そういうふうには上手にお金を使うように要望します。

○ 早川新平委員

森委員がおっしゃったんやけど、三重国体で四日市が一番メインになるのは体育館の整備やと思っています。昭和50年の三重国体は、7年前の昭和43年には完成しておったんやな、今の体育館が。あと6年しかないのに、それで実際間に合うのかと。関係課で、去年はスポーツ課がやっておったんやけど、どうしてもお金の問題が出てきて、今、サオリーナが一つ例が出ていましたけれども、入札不調ということを考えていくと、もう今、時期的にはマックス、これ以上待てやんと思っておるんやけれども、そこと財政経営部との関連で、関係課とそういう協議はしているんですか。それだけちょっと教えてほしい。

○ 内田財政経営部長

これは、我々、国体に向けた事業を推進していくためには、昨年度から今年度も全てスプリングレビューという形で政策会議をしております、当然そこには我々も入って、財源のやりくり、これは多分また秋ぐらいにお示しさせてもらうことになると思うんですけど、そういう大規模投資を将来見越したときのやりくり、これは中期財政収支見通しの中で、やはり財源としては重点的に配分していくような方向性は出していかならんと思っています。

それから、昨年、あるいはことしの今、スプリングレビュー等を通じまして、関係部局と我々も入って、そこら辺は、事業の進捗と財源については、両方の観点から政策会議をやっておるところでございます、この詳細についてはまた明らかにさせていただこうと思っています。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

ただ、6年しかないので、そうすると、いろんな他都市とか、先ほどサオリーナが出たし、桑名市の医療センターも高騰しているし、入札不調ということを見ると、猶予がもう正直ないので、体育館を建て直すということは決定しているんやけれども、その部分はどうしても財政経営部がお尻でもたたかんと、とんでもないことになる。昭和50年の三重国体のときには7年前にはもう完成しておったんやで、今の体育館が。だから、そのところだけは、いや、できませんでしたというようなことのないように、やっぱりどうしてもお金が絡むので、関係課も、こういうものを建てたいとか、いろんな要望はあるやろうけれども、連携を密にとってもらって、恥じないような体育館をやっぱりつくっていただきたいと思っています。だから、横の連携だけはきっちりやってもらわんと。それだけ危惧しています。

○ 竹野兼主委員長

今の話で、市債の発行額の抑制の部分のところを柔軟にもできるという意味合いで受け取ってええんかな。

○ 内田財政経営部長

これまでは償還額以上に借り入れないというのは、やっぱり大きな原則として、我々も

財政運営に関しては、そういう方針を立てていました。ただ、大規模な投資があったときに、それにこだわって事業進捗が図れんということになっては元も子もございませんもので、当然、それは今後の中期財政収支見通しの中で、市債の発行は抑制するにこしたことはないんですけれども、事業進捗はやっぱり優先に考えていきたいと考えてございます。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。

○ 早川新平委員

ちなみに、体育館の予算規模ってもう出てるの。わかっておったら教えてください。

○ 竹野兼主委員長

それ、資料やな。今、ぱっと出やんやろう。

○ 早川新平委員

後でもいいので、資料があれば。

○ 竹野兼主委員長

スポーツ課やな。資料請求で、それは今ここの委員会の採決の部分のところについては管轄じゃないということなので、後ほど資料をまた皆さんに配付していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○ 内田財政経営部長

教育民生常任委員会のほうで国体等の進捗状況について協議会に図られるということを知っていますので、そのあとにお示しさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

それで十分なんですけれども、僕が危惧しておるのは、さっきから言っているように、課が違うからとかいうのもたもたしておいたら、間に合わへんよ。四日市に決まったら

しても、入札不調になったら、また1年なりかかっていくんですよ。そうすると、そのときに、さっきの財政調整基金なんか使えるのかと森委員も指摘しておるので、本当に6年しかないということを考えると猶予はないので、横の連携だけはとってもらわないと、特に財政経営部はお金を持っているので一番強いので、こういうのをやりたいと言っても、いや、100億円といっても80億円しかないとか、と同時に、80億円でつくるのに入札不調で結局150億になるという可能性もあるんやで、そこだけは早く動いていただきたいというふうに思います。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、

第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

ちょうどお昼になりましたので、1時から再開いたしたいと思います。それでは、休憩に入ります。

12 : 02 休憩

13 : 00 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会を再開いたします。

議案第14号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第14号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般についての説明を求めます。

○ 田中財政経営課長

それでは、議案第14号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第4号）の歳入全般についてご説明申し上げます。

補正予算書では12ページから13ページとなります。説明に関しましては、平成27年度6月補正予算（第4号）案の概要、こちらを用いさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

お願いします。

きのう説明したやつや。

○ 田中財政経営課長

それでは、説明申し上げます。

歳出のほうといたしましては、こちらに書いてございますが、本市のシティプロモーションを推進するとともに、中心市街地の活性化への寄与というようなことございまして、中心市街地公民連携型情報発信・市民交流拠点整備事業費のほうを2400万円計上しておるところでございますが、こちらの事業、その財源といたしまして、歳出同額の財政調整基金からの繰入金2400万円を計上するものでございます。

補正後の一般会計予算額でございますが、中ほどのほうに記載しておりますが、一般会計補正額2400万円、先ほどの第3号、それから第4号というようなことございまして、補正後の額は1187億2791万2000円と相なるところでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、2ページのほうで、先ほど申し上げました歳出、商工費のほう、それから同額の財政調整基金の繰入金ということで予算の均衡を図ったところでございます。

そちらで財政調整基金の繰入金のほうの残高でございますけれども、先ほどの第3号では100億3029万4000円と申し上げましたところですが、こちらのほうで2400万円の繰り入れを行うということでございますので、第4号、これの補正後の財政調整基金の残高は100億629万4000円となるところでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

委員の皆様をお願いいたします。これにつきましては、中身、内容の部分ではなくて財源の部分についての質疑をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

ご質疑をお受けいたします。何かございますでしょうか。

○ 早川新平委員

これは単純な質問で、ちょっと教えてください。これは財政調整基金から繰り入れするんやわね。要は支出するんやわね。それ、どうして。単純に、どうして。

○ 田中財政経営課長

今回の先ほどの第3号、第4号ともに市の単独事業となった場合がございますが、本来であれば、もう少し時期が過ぎてきますと、例えば税収、そちらのほうを見通しを立てるということもできるんでございましょうが、特に税収で振りの大きいのが法人市民税ということでございますが、大体、法人市民税の場合、3月決算の大規模企業がその多数を占めているということでございますが、そちらの申告書が出てくるのが通常2カ月後ということで、5月末に出てまいるわけですが、大規模法人の場合は監査があるということで3カ月おくれ、6月末、それからもう一つ、子会社のほう、連結して納税する場合がある連結納税制度というのがあるんですが、それだと7月末が申告書の提出期限となってまいるというようなことございまして、税収を見込むのが、どうしてもそれらが出てこない、なかなか正式な額が見込みにくいというようなことと、それからまた、ほかのいろんな歳入も当然あるわけでございますけれども、まだ始まって間がないこの現状で年間を通して見込むのは、例えば増額、減額というのは非常に難しいというようなことございまして、こうした臨時的な支出に充てるというものにつきましては、財政調整基金を充てていくというようなことでございます。

○ 早川新平委員

2点お伺いします。

今までにこういうふうな財政調整基金を使ったという、こういう案件でありますか。

それともう一点は、この案件は年末から動き出した、金額はこの間初めて出てきたんやけれども、当初予算の中でそれを考えることはできなかったのかという、この2点だけちょっと教えてください。

○ 田中財政経営課長

こちら、2点ございましたけれども、まず、後ろのほうの話で言いますけど、当初予算で見込めなかったかというようなことございまして、金額のほうの提示されたのがつい最近、5月というようなことございまして、当初予算を上程をしたのが平成27年2月定例会議会ですので、2月の終わりということになってまいりますので、それをちょっと見込むことは非常に難しかったというような形がありまして、今回の補正というよう

な形で、それで、財源につきましては財政調整基金というようなことでございます。

それから、過去に財政調整基金を取り崩したことがあったのかというようなところでございますけれども、6月補正に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、なかなか見込みがまだ立てづらい。上げて、また下げるといようなことにもなりかねませんので、財政調整基金を使う場合もございますし、例えば、税の見込みがなかなか立ちにくいというふうなことであれば、例えば8月補正とか、そういった部分でも財政調整基金を充てたことは過去にございます。

○ 早川新平委員

ということは、6月補正では今回初めてというようなところでええのかな。今、8月補正のときは財政調整基金を使ったことはあるけれども、6月では……。

○ 田中財政経営課長

過去にも6月補正した場合に財政調整基金を取り崩したことがございます。

○ 早川新平委員

そうすると、総額6000万円という話が大体出ていますやんか。今回は2400万円やけど、これが決まったとして、その後というのは、財政調整基金で全部いくの。

○ 田中財政経営課長

今後でございますけれども、私どもとしては、できればやはり基金ではなくて一般財源が望ましいというふうには考えてございますので、例えば、平成28年度でありますと、ほかに債務負担行為という形で3690万円の支出がまた出てくるわけでございますけれども、そういった部分については、税収等のほうで充てることをまず考えていきたいというふう

○ 早川新平委員

債務負担行為やと、平成28年度までやったっけ。2年間で大体やるのかな。

○ 田中財政経営課長

こちらですけど、債務負担行為は今年度と来年度の2年ということで、今年度が2400万円、来年度が3690万円というようなことで、合計6090万円の事業費というような形で債務負担行為のほうを組んでおります。

○ 早川新平委員

そうすると、当初は財政調整基金で2400万円を使って、残りの債務負担行為であろうが、一般財源を使う計画なんやね。

○ 内田財政経営部長

この時期と申しますのは、先ほど課長が申しましたように、税収見込みが立ちにくい、それから、8月定例会議会のときをお願いすることになろう平成26年度の収支の状況がわかって、剰余金なんかが出るという、当然、繰越金として歳入に組むんですけれども、その状況が今の時点では非常に読みにくい中では、経費は財政調整基金で手当てをさせていただくと。平成28年度は当初予算に、債務負担行為をお願いする予定でございますので、平成28年度は財源的にはやはり当年度の税収等でやれるということで考えてございます。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 森 康哲委員

早川委員の関連なんですけれども、都市基盤・公共施設等整備基金を積み立てる理由には、都市基盤整備・公共施設等整備の年度間の財源調整のためということであるので、これに今回は当てはまるということだと思えるんですけれども、ほかにもっと充てるべき事業があるんじゃないですか。例えば、国の補助金が思ったよりつかなかった事業、たくさん今回あると思えるんですけれども、そういうところへの手当てというのはやっていかななくていいんでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

答弁できますか。

○ 田中財政経営課長

お尋ねのほうは、国庫補助金が使えなかった事業というようなところで、そちらに基金を充ててはどうかというようなことでございますけれども、国庫補助事業、一部内示割れというようなこともあるわけでございますけれども、まず、国や県との改めての要望とか、そういったのを優先的に考えていきたいなどは思っております。

○ 森 康哲委員

例えば河川のように、途中経過の事業で補助金割れというのであれば、また次年度とかのところで調整はできると思うんですけれども、例えば、今年度が立ち上げ時期の事業に関しては、設計もできないわけですよ。もっと詳しく言うなら、農業基盤整備事業の中の排水事業なんかは、年間4000万円、国に要求したのに対して、回答は260万円しか来なかったと。じゃ、260万円で何ができるのといったら、何にもできないですよ。そういうところへの手当てというのは、本来ならやっていくべき、優先的にやらなければならないと思うんですけれども、そういう考えというのはここには当てはまらないんですかね。

○ 竹野兼主委員長

申しわけないんですけど、今、森委員が言われている部分は、ちょっとその比較ができるものではないというふうに思うんです。これは、今回あくまでこの2400万円が出てきているのは、市単独の事業に対するの予算をどうするかという話なので、それを国の補助金がついている事業と比較して、そういう形で何でできないのだという話にはならないと思うんですけど。

○ 森 康哲委員

国庫補助事業であっても、市単独事業であっても、事業を立ち上げるときに計画を立ててやるわけなんですけれども、それに対して、うまくいかない場合は、都市基盤・公共施設等整備の年度間の財源調整のために積み立ててあるお金なら、そういうところに優先的に充てていくべきなんじゃないのかなというのでお聞きしておるんです。

○ 竹野兼主委員長

それはわかりますか。

○ 内田財政経営部長

今回、歳出予算で計上させていただいておる事業の財源ということであれば、今、課長が申しましたように、手当てする財源がない。それで財政調整基金で手当てをさせていただいた。森委員がおっしゃられるのは、多分、今、国の補助事業が当初の要望額に対して大きく内示割れを起こしてきた。当然、事業を執行するにおいては、事業進捗を図るにおいては、補助割れの部分は財政調整基金で手当てして事業の進捗を図ったらどうやというふうなご意見やったと思うんですね。

確かに、今回の国の補助事業の制度といいますのは、委員おっしゃられたように、複数年、事業要望を出しておいて、単年度、単年度で内示があった分で事業進捗を図っていくわけでございますし、国の補助割合もおおむね55%の補助割合なんですけど、それが制度として今年度も続くものであれば、やっぱりその年度、その年度の内示に合わせた事業執行をしていただくのが一つは考えてとしてございます。ただ、制度は、今年度終了、翌年度は国のほうで補助はなしというときに、そのときは来年度の補助を見込めないわけですから、最終的には事業進捗を図るための財政調整基金の取り崩しが必要と考えられるであろうというふうには思っております。

○ 森 康哲委員

そうしますと、農業基盤整備には来年度以降の見込みが立つことが可能なので使えないけれども、例えば米洗川河川改良事業に関しては、昨年度も内示割れを起こして、結局、工期が延びるということになったと思うんです。そういうところに関しては、つぎ込むことは可能ということですね。本来なら、地元との約束で、お尻が決まっていて、工期も、新総合ごみ処理施設が稼働するまでの年度末までという約束が地元となされていたのであれば、そこが最終年度と。そうしたら、そこに足りない部分は、財政調整基金を投入することはできるという考えですか。

○ 内田財政経営部長

私、申し上げたのは、国の補助制度が後年度も継続して続くものであれば、その年度、その年度の内示に合わせた事業費として執行していただいたらいいと、このようにまず思っております。

それから、今のお話は、国の補助制度は続くけれども、例えば事業をいつまでに、市と市民の方のお約束の中で、新総合ごみ処理施設が稼働するまでに事業を完了せいというお約束があった中で、それで国の内示割れを起こしてすき間ができた。これについては、我々としては、国の補助制度が後年度も続く以上は、やはり市民とのお話の中で基本的には国の内示に合わせた事業進捗を図っていただきたいというふうに思っています。これはもう財政的な立場の考えでございます。

○ 森 康哲委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、討論に入りたいと思います。

討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしと認めます。

○ 内田財政経営部長

午前中に、国体の事業費につきまして、実は、教育民生常任委員会のほうはもう協議会が終わったらしく、ちょっと私、教育委員会のほうへ確認しましたら、昨年10月29日に教育民生常任委員会の協議会にお出しした資料で、そちらで国体に関する事業費が概算でございますけど出ておりましたので、ちょっとその報告をさせていただきたいと思います。

昨年10月では、概算で国体に要する費用は95億円でございます。それで、時点が昨年10

月ですので、森委員もおっしゃられたように、単価の高騰等ございますので、95億円でおさまるのか、それを上回るのかはいろいろあると思いますが、現時点でわかっておる範囲では、昨年の10月に協議会でお示しした総事業費95億円ということでございます。

○ 竹野兼主委員長

済みません、ちょっと途中になりましたが、先ほど資料請求をした件について、今、口頭でもうお話をいただきましたので、資料は皆さんのところに配付しないということで確認させていただきたいんですけど、よろしいですか。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

95億円というのは全て、体育館だけやなしに、テニスコート云々いろいろありますやんか。それを含めての概算で95億円ということでよろしいですね。

○ 内田財政経営部長

内訳を申しますと、体育館、テニスコート、サッカー場、野球場、それぞれの建設工事費と、それから、既存の施設がございまして、配置が変わりますので、既存の中央緑地の体育館の解体、これは駐車場整備も含めますが、それと、水泳場の解体、中央緑地の野球場の解体、これを含めてございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、今ある体育館を駐車場に変更するという予定がありますやん。それも含めてということでよろしいですか。

○ 内田財政経営部長

駐車場整備も含めてということでございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

申しわけありません。もう一度確認ですが、これをもって資料請求というのは終了ということによろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、採決を行いたいと思います。

議案第14号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第14号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

財政経営部、ご苦労さまでした。

(13:21～14:43協議会)

[常任委員会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、準備した議案と協議会につきましては以上ですので、それ以外のことで申しわけありませんが、もうしばらくお時間をいただきますよう、よろしく申し上げます。

本日の所管事務調査はなしということでしたので、今後、休会中の所管事務調査について、朝の冒頭のときに樋口博己委員のほうから意見というか、申し込みたいというご意見がありましたので、それについてお話しいただきたいと思います。

○ 樋口博己委員

テーマとしては、国土強靱化地域計画策定というか、内容について研究できればなど思っています。一般質問でもさせていただいたんですけれども、つくる方向性はあるかとは思っていますが、委員の皆様と一緒にどういった内容の計画なのか、また、どういった方向性にするのかを共有したいのと、あと、国のほうで計画策定するに当たって講師の派遣もやっているということもありまして、これも全部国の予算でやるということですので、例えば、今、日程もわかりませんが、理事者と質疑をいろいろ研究しながら、1回は国から講師を招いて来ていただいて、それで国とも意見交換できればなど、こんなふうにとちょっと考えておりますので、提案をさせていただきたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

樋口委員から提案されましたが、他に何か項目の中で。

○ 森 康哲委員

これは何度もこの総務常任委員会で取り上げて、所管事務調査をやっているんですけれども、入札制度について、ことしも、今回も所管事務調査に取り上げていただきたいと思うんですけれども、実は、入札制度はいろいろ、これがいいというのを毎回提案して進めているんですけれども、なかなか四日市になじむものがなくて、変動型の最低制限価格の入札制度から、前は中央公契連モデルに変更して、今の弊害としては、抽せんがかなり多くなって、入札予定価格に対しての決定率は上がったけれども、入札で抽せんの機会が多くなって、なかなかそれがうまく回っていないという状況があらうかと思っています。

また、四日市ドームの自動販売機の入札について、前回、協議会をやらせてもらったんですけれども、それについての入札結果が出ておりますので、それもあわせて検証できればなどという思いで提案させていただきたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

今、二つの提案があったわけですが、どうしますかね。ちょっと日程的に二つというのは非常に難しいのかなと思っています。一応皆さんに今から所管事務調査については日程案を提案させていただきますが、2日程度という形になります。これにつきまして、まずは一つから始めるべきかなというふうには思っておりますが、今、二つ提案された中で、ほかにまた、それ以外にも何かあります。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

とりあえず、今、二つの提案をされておりますが、申しわけないんですけど、日程的なこともあって、一つにまずは決めていきたいと思っています。

○ 早川新平委員

日程案、これ、第1回と第2回で4日ありますやんか。4日やるというのは無理なんですか。

○ 竹野兼主委員長

4日間やられますか。

○ 早川新平委員

やられますって、例えば、2人出ているのやったら、どっちも大事なことで、皆さんがええと言ったらやればいいし、それも選択肢でもええのと違うのかな。だから、2日にしておこうといったら、多分一つしか無理ですわ。

○ 竹野兼主委員長

それでは、4日間ともというような、先に日程をちょっと見ていただきたいと思うんですけど、7月16、17日なんですけど、2日とも大丈夫ですか。

ただ、それ、内容的なものも。

○ 清水議会事務局議事課長

次の日にまた始まるので、資料が1日で用意ができない可能性がありますね。

○ 竹野兼主委員長

例えば、組み合わせで、7月16日は何々、8月10日は何々という形やと思うんです。それで、7月17日と8月11日なんか、ちょっと組み合わせなのかはわかりませんが、普通に早川委員のほうから言われる状況でいけば、第1案は、基本的に、これまでそういうことは僕は1回も経験したことがありませんが、第1案の7月16日、17日は項目を一つずつやって、8月10日、11日で項目を一つずつやるというような日程に賛成って、今樋口委員のほうからは、1日では難しいというような意見もいただいていますけれど。

○ 早川新平委員

日程は皆さんと調整やで、一つの案として僕は言っただけで、4日間やれとは言っていないでな。

○ 竹野兼主委員長

そういう意見が出ましたけれど、いかがですか。

○ 早川新平委員

でないと、せっかく提案してくれたので、誰が決めるのという、例えば正副一任になる可能性が高いと思うんですわな。

○ 荒木美幸副委員長

困るね。悩むね。

○ 早川新平委員

それは困るでしょう。だったら全部やったらどうと言っただけで、それが日程調整がきやんのやったら、それは……。

○ 竹野兼主委員長

ただ、今の話の中で、入札制度、これはずっと続けてやられておるといふうちにちょっと今お話を聞きました。形としては、数字的に何か出てきているよという話は聞かせていただいたんですけど、緊急性の部分と言ったらおかしいですけど、それについて、ここが大きく変わったというのであれば、私自身の考え方としては、所管事務調査というのは、やっぱりいろんな方面のところで、続けてやるのも一つかもしれませんが、それを同じ形で、結局、同じ意見しか出てこない状況の調査でいいのかなというところもあるので、それを少し勘案して、それであれば、例えば、まず、状況として新しいものから始めて、その次の8月定例会議会のところに入札制度というのもありかなというふうに自分自身は思ったので、どうですかという話を今させていただいています。

ただ、非常に勤勉な早川委員のほうから、4日間やったらどうやという意見もありますので、そういう部分も含めて皆さんにご意見を賜っていきたいと思っているんですけど、いかがです、谷口委員。

○ 谷口周司委員

私は4日。もちろん勉強することばかりですので、入札制度も前回どうかとわかりませんし、私はもう全然4日で。

○ 竹野兼主委員長

藤田さん。

○ 藤田真信委員

やりましょう。

○ 中村久雄委員

委員長がおっしゃっていた、続けてやるというのは、これは改選があったんやで、もう一旦これはリセットかなということも思います。

○ 竹野兼主委員長

これは一応案としては、さまざまな、例えば、一番大変なのは中村委員で、中村委員に

考慮してあります。というのが、監査の日程調整の部分があって、とれるところの日がもうこれしかないという状況で今提案させてもらっていますので、俺は出やんでもええよというのであれば、それ以外の日もオーケーなんですけど、あくまで総務常任委員会としては、皆さんが参加できるという日程を提案させていただく中で皆さんにお諮りしているところですので、できれば全員でやりたいなという意味合いでこうやって提案させてもらっていることをご理解いただきたいと思います。

○ 中村久雄委員

考慮していただいて、4日とも大丈夫なんですけれども。ただ、1日だめな方があったら、そこを3日間にして、一つのテーマをやって、8月定例会議会所管事務調査でそれを持ち越しできるのか、また、1日で終わる可能性も、できる可能性もありますし、そういう予定で柔軟に対応してもらって……。

○ 早川新平委員

せっかく2人が提案してもらったんやで、その思いがあるので上げてきたんやから、できるのであれば、要望してあげればいいし、日程を先に決めて、あかん日があったら、例えば入札制度、じゃ、これを1日など。

○ 竹野兼主委員長

それをうまく調整する……。

いけるかな。

○ 濱瀬議会事務局主事

皆さんの予定がオーケーであれば、2項目ともできると思いますが。

○ 荒木美幸副委員長

4日間ですね。

○ 樋口博己委員

7月16日は都合が悪い。

○ 竹野兼主委員長

樋口委員のほうからは、国土強靱化計画についてをできるのが7月17日ということですので、だから、17日で。2日目は日程的に8月10日か11日か、どっちかわからんけれど。

○ 樋口博己委員

10時からというのは12時までということで、昼からはだめだという意味ですか。そこをちょっと教えてもらえます。

○ 濱瀬議会事務局主事

7月16日も7月17日も、午後からも総務常任委員会の皆さんは大丈夫です。

○ 中村久雄委員

8月11日は監査、昼から。

○ 早川新平委員

だから、樋口委員が7月16日があかんのやろう。だから、7月16日はやめておけばいいやん。

○ 樋口博己委員

そうですね。

○ 早川新平委員

だから、7月17日と、あとは8月の10日と11日、この3日間をどういうふうに、みんなええんやろう、それ以外は。

○ 森 康哲委員

僕、7月17日午前中がだめです。

○ 早川新平委員

午前中があかんの。それなら、昼からに変えたらあかんの。

○ 濱瀬議会事務局主事

そうですね。公務はないので。

○ 早川新平委員

7月17日を、それなら13時からに変えたらどう。

そうしたら、7月17日は13時からで、委員長、どうですか。

○ 荒木美幸副委員長

13時30分。

○ 早川新平委員

13時30分にするの。

○ 竹野兼主委員長

いつも大体13時30分からです。

○ 早川新平委員

私はそれでいいんやけど、皆さんにあとは諮ってください。

○ 荒木美幸副委員長

7月16日はなしということですね。

○ 樋口博己委員

勝手なお願いばかりしてあれなんですけれども、7月17日はそれはそれでいいと思うんですけれども、8月10日と11日が、先ほど提案しました、講師を招くのに8月10日か11日、どちらかお願いして、講師の都合の悪いところで、できたら入札制度をお願いできればなと思うんですけれども。

○ 竹野兼主委員長

そうしたら、その辺についてはこちらで調整させていただくということで、基本的に3日間、7月17日……。

○ 荒木美幸副委員長

8月10日、11日の3日間。

○ 早川新平委員

8月11日は午前中しかあかんということやな。

○ 濱瀬議会事務局主事

午後は監査が。

○ 早川新平委員

わかりました。あと、それなら、正副委員長で決めて調整してもらったらええじゃないですか。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、調整させていただきます。なので、皆さんのほうに休会中所管事務調査についての日程は、報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いて、議会報告会についてお願ひしたいと思います。

議会報告会は、7月6日、塩浜地区市民センター2階の大会議室で行うことになっております。これにつきまして、事項書を皆さんのほうに配付してあると思うんですけど、総務常任委員会議会報告事項書とあります。済みません、これは今までの慣例の形で書いてあるんですけど、挨拶は私、委員長がさせていただきます。その後、議会報告会の司会という形でどなたにさせていただきます。

○ 早川新平委員

副委員長。

○ 荒木美幸副委員長

議会報告会の司会ですか。

○ 竹野兼主委員長

うん、議会報告会の。

○ 荒木美幸副委員長

司会兼何か報告もしたような気がするんだけど。

○ 早川新平委員

副委員長が兼ねたら。

○ 荒木美幸副委員長

私ですね。いいですよ。

○ 竹野兼主委員長

意見が出て、了承されたみたいなので、司会とあわせて報告を荒木副委員長のほうでお願いしたいと思います。よろしいですか。

○ 森 康哲委員

報告は委員長。

○ 竹野兼主委員長

いやいや、ずっと都市・環境常任委員会は副委員長でやっていました。

○ 森 康哲委員

総務常任委員会は委員長。

○ 早川新平委員

総務常任委員会は委員長やったな。副委員長は、大概司会をずっと通してやな。

○ 竹野兼主委員長

どっちでもええけどさ。

塩浜は、ちょうど報告してもらうのに、地元の委員がいらっしゃいますけど、いかがですか。

○ 早川新平委員

それは委員長と地元の委員の2人で分担してもらって、議会の報告はやっぱりちゃんと委員会として。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。

○ 早川新平委員

司会は副委員長でええやん。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、副委員長、司会やってください。

○ 早川新平委員

それで、議会報告は委員長がいつも1人でやって、シティ・ミーティングは、みんながその都度、手を挙げて。

委員長、それでどうでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、とりあえず1回目はその形でやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、行政視察について、7月27日から29日までの3日間ですが、明石市のほうからは質問項目を提案していただきたいということになっておりますが、何か質問項目、ございますか。もしなければ、正副委員長で一任させていただければ、こちらで考えさせていただきますけど。

○ 荒木美幸副委員長

案を出していただいたやつ、事務局のほうから。

○ 竹野兼主委員長

自治体内弁護士についてということですが、案をこうやって、皆さんのところへ配付してあるんやっけ。

○ 荒木美幸副委員長

配付してあります。

○ 竹野兼主委員長

これでよろしいですか。ちょっと読んでみてください。

○ 樋口博己委員

これは事前に伝えておくんですか。

○ 竹野兼主委員長

そうそう。伝えて、答えてもらうという形。

○ 濱瀬議会事務局主事

明石市のほうから、事前に質問項目をいただければということをお願いされております。

○ 早川新平委員

熊本市、福岡市は言われていないの。

○ 濱瀬議会事務局主事

熊本市、福岡市は言われていないので、送りません。

○ 早川新平委員

これでいいんじゃないんですか。

○ 中村久雄委員

議員も弁護士さんに、自治体内弁護士さんと相談したいときに、議員もこの弁護士さんをいろいろ使っているか、そういうケースがあるのか、そういうところはどんな事例がありますかというところを聞きたいなど。

○ 竹野兼主委員長

うちらは顧問弁護士がいますやん。

○ 中村久雄委員

今、うちはね。顧問弁護士がいる。自治体弁護士さん、ずっと常駐なわけやろう。

○ 竹野兼主委員長

議会への対応はどのようになっているのかというのを基本的に聞いてもらおうか。

○ 中村久雄委員

議会、議員の相談状況とか。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、それで向こうに送らせていただきますので。

○ 早川新平委員

何時に集合するの、議会報告会。

○ 竹野兼主委員長

いつも6時半ですので、6時集合です。

○ 早川新平委員

6時でええの。間に合うの。

○ 竹野兼主委員長

間に合いますでしょう。

○ 森 康哲委員

いつも職員さんに準備してもらっていて、僕らが行くと、もう終わっておるもので、早目にされたほうがいい。

○ 荒木美幸副委員長

1時間前ぐらい。

○ 早川新平委員

いやいや、だから、6時でええので、事務局さんがそんなにわざわざ気を使ってもらわんと、議員でやるべきや。

○ 竹野兼主委員長

という意見ですので。

○ 早川新平委員

いつも行くと、終わっておるのやさ。やってもらっておるもので、悪いんで。

○ 竹野兼主委員長

近いので、2人で頑張りますわ。

○ 早川新平委員

いやいや、そんなんやなしにさ。

○ 竹野兼主委員長

結構塩浜街道って混むので、6時に集合してもらおうと思うと、結構早目に出てもらわないかんということだけ皆さんにお話しだけさせてもらっておきますので、対応していた

できますよう、よろしく申し上げます。

○ 早川新平委員

事務局、本当ありがたいんですけど、わざわざせんでもええで、待っておって……。

○ 荒木美幸副委員長

遅刻しないように、皆さん、早目に出てくださいね。

○ 竹野兼主委員長

長時間にわたって慎重な審議をいただきまして、まことにありがとうございます。これ
をもちまして、総務常任委員会を終了させていただきます。

15 : 07 閉議